

# 人口変動と世帯構成および世帯構造の変化

——山形県藤島町の事例分析——

清水 浩昭・池ノ上正子

## 1. はじめに

小稿は、厚生省人口問題研究所が昭和62年度に実施した「世帯形成の地域差に関する人口学的調査」結果に基づいて山形県藤島町における過去30年間の世帯変動の状況を人口変動との関連で分析したものである。

藤島町を分析の対象としたのは、「東北型」家族<sup>1)</sup>の典型地域でどのような世帯変動が生じているかを実証的に明らかにしたいと考えたからにはほかならない。というのは、近年、実証的な資料のない思弁的な世帯変動論（直系制家族〔「東北型」家族〕から夫婦制家族〔「西南型」家族〕への変化）が横行しすぎているように思えてならないからである。

## 2. 世帯変動の分析視角

家族・人口研究者は、わが国の世帯変動を明らかにするために今日まで様々な分析視角を提示してきた。

光吉利之教授は、家族・世帯変動を規範的要素と状況的要素との緊張関係として捉えることを提唱している<sup>2)</sup>。光吉教授によれば、規範的要素とは、人間の行動を拘束している規範であり、これをわが国の家族・世帯構造に則して類型化すると、イエ規範と夫婦家族制規範となる。状況的要素とは、外部社会における人口学的条件、社会・経済的な条件のことであり、この要素は、規範的要素が有効な強制力をもっているという条件下においては規範的要素に則して構造化される性質をもっているとしている<sup>3)</sup>。

この規範的要素と状況的要素との関係を指標にしてわが国の世帯構造を類型化すると「(1)イエ規範の規定力が強く、状況的要素もそれにそくして構造化されているタイプ、(2)イエ規範の規定性は維持されているが、状況的要素がそれに対応しない条件をそなえているタイプ、(3)夫婦家族制規範の規定力は強いが、状況的要素がそれに対応しない条件をそなえているタイプ、(4)夫婦家族制規範の規定力が強く、状況的要素もそれにそくして構造化されているタイプ<sup>4)</sup>」となる。

小稿では、規範的要素として世帯構造（年齢別世帯構成）を、状況的要素としては、人口変動（人口高齢化）と世帯構成とを指標にして「東北型」家族の世帯変動分析を試みることにしたい。

## 3. 人口変動と世帯構成および世帯構造の変化——山形県藤島町の事例分析——

ここでの分析は、厚生省人口問題研究所が昭和62年に実施した「世帯形成の地域差に関する人口学的調査」結果のうち山形県藤島町に関するものである。この調査は、昭和62年11月1日現在、藤島町

1) 武井正臣、「西南日本型家族における相続と扶養」、潮見俊隆、渡辺洋三編、『法社会学の現代的課題』、岩波書店、1971年、p.226.

2) 光吉利之、「家族の変化」、光吉利之、土田英雄、宮城宏、『家族社会学入門』、有斐閣、1979年、p.39.

3) 光吉利之、前掲（注2）論文、pp.39-40.

4) 光吉利之、前掲（注2）論文、p.42.

に居住していた世帯を対象にし、この世帯に昭和30年1月以降居住していた者すべてを調査対象として実施したものである。したがって、この約30年間居住していたすべての者を把握することができるが、この間に他地域に転出してしまった世帯についての資料は収集することができないという限界をもっている。

なお、この調査で得られた有効票は465世帯（91.7%）である。

### (1) 人口変動

昭和30年以降の人口数の推移をみると、横這ないし増加傾向にあるといえよう。この状況を年齢構成でみると、幼少年人口は減少しているが、老人人口は増加傾向にあり、生産年齢人口は、昭和45～49年をピークにして減少に転じている。

この人口増減を仔細に検討すると、昭和30年以降、社会減が続いているにもかかわらず自然増は依然として存続していることになる。しかし、近年、出生数と死亡数との差は縮小化しつつあり、人口の高齢化も急速な進展を示している（表1参照）。

### (2) 世帯構成と世帯構造の変化

まず、昭和30年以降の平均世帯人員の変化をみると、5人台から4人台へと縮小しつつあるが、この30年間に0.47人減少したにすぎない（表2参照）。

つぎに、世帯構成をみると、昭和30年時点では、「核家族的世帯」（「核家族世帯」+「単独世帯」）率と「その他の親族世帯」率との比率は接近しており、「核家族的世帯」率が比較的高い数値（46.8%）を示していたが、その後、この比率は低下傾向を示し、昭和62年時点における「核家族的世帯」率は29.3%となっている（表2参照）。

表1 年齢別人口の推移

年次	年齢	山形県藤島町
昭和30～34年	総 数	2,088 (100.0)
	15歳未満	808 (38.7)
	15～64歳	1,244 (59.6)
	65歳以上	36 (1.7)
	75歳以上	6 (0.3)
昭和35～39年	総 数	2,207 (100.0)
	15歳未満	777 (35.2)
	15～64歳	1,355 (61.4)
	65歳以上	75 (3.4)
	75歳以上	12 (0.5)
昭和40～44年	総 数	2,208 (100.0)
	15歳未満	621 (28.1)
	15～64歳	1,481 (67.1)
	65歳以上	106 (4.8)
	75歳以上	17 (0.8)
昭和45～49年	総 数	2,201 (100.0)
	15歳未満	504 (22.9)
	15～64歳	1,537 (69.8)
	65歳以上	160 (7.3)
	75歳以上	39 (1.8)
昭和50～54年	総 数	2,191 (100.0)
	15歳未満	475 (21.7)
	15～64歳	1,494 (68.2)
	65歳以上	222 (10.1)
	75歳以上	62 (2.8)
昭和55～59年	総 数	2,209 (100.0)
	15歳未満	462 (20.9)
	15～64歳	1,467 (66.4)
	65歳以上	280 (12.7)
	75歳以上	92 (4.2)
昭和60～62年	総 数	2,206 (100.0)
	15歳未満	432 (19.6)
	15～64歳	1,441 (65.3)
	65歳以上	333 (15.1)
	75歳以上	133 (6.0)

(注) 実数は期間平均値（ただし、小数点以下の数値は四捨五入）、年齢不詳は除いた。

表2 世帯構成の推移（山形県藤島町）

年次	総 数	核 家 族 世 帯					単独世帯	その他の親族世帯	核家族的世帯(再掲)	平均世帯人員
		小 計	夫婦のみ	夫婦と子	男親と子	女親と子				
昭和30年	424 (100.0)	183 (43.2)	13 (3.1)	136 (32.1)	3 (0.7)	31 (7.3)	15 (3.5)	226 (53.3)	198 (46.8)	5.21
35	431 (100.0)	174 (40.4)	9 (2.1)	141 (32.7)	3 (0.7)	21 (4.9)	7 (1.6)	250 (58.0)	181 (42.0)	5.40
40	442 (100.0)	170 (38.5)	5 (1.1)	143 (32.4)	5 (1.1)	17 (3.8)	2 (0.5)	270 (61.1)	173 (38.9)	5.25
45	448 (100.0)	149 (33.3)	9 (2.0)	120 (26.8)	4 (0.9)	16 (3.6)	1 (0.2)	298 (66.5)	150 (33.5)	5.08
50	454 (100.0)	149 (32.8)	14 (3.1)	111 (24.4)	6 (1.3)	18 (4.0)	6 (1.3)	299 (65.9)	155 (34.1)	4.89
55	460 (100.0)	128 (27.8)	15 (3.3)	97 (21.1)	4 (0.9)	12 (2.6)	10 (2.2)	322 (70.0)	138 (30.0)	4.84
60	463 (100.0)	125 (27.0)	20 (4.3)	93 (20.1)	1 (0.2)	11 (2.4)	10 (2.2)	328 (70.8)	135 (29.2)	4.79
62	465 (100.0)	123 (26.5)	25 (5.4)	88 (19.0)	-	10 (2.2)	13 (2.8)	329 (70.8)	136 (29.3)	4.74

(注) 核家族的世帯：核家族世帯+単独世帯。

さらに、世代構成をみると、昭和30年時点では、「一・二世代世帯」が58.0%、「三・四世代世帯」は41.9%であったが、62年になると、「一・二世代世帯」が37.3%、「三・四世代世帯」は62.8%に達している（表3参照）。

表3 世代構成の推移（山形県藤島町）

年 次	総 数	世 代 構 成				
		一 世 代	二 世 代	三 世 代	四 世 代	五 世 代
昭和30年	424 (100.0)	37 ( 8.7 )	209 ( 49.3 )	163 ( 38.4 )	15 ( 3.5 )	-
35	431 (100.0)	22 ( 5.1 )	199 ( 46.2 )	189 ( 43.9 )	21 ( 4.9 )	-
40	442 (100.0)	11 ( 2.5 )	189 ( 42.8 )	217 ( 49.1 )	23 ( 5.2 )	2 ( 0.5 )
45	448 (100.0)	14 ( 3.1 )	173 ( 38.6 )	230 ( 51.3 )	28 ( 6.3 )	3 ( 0.7 )
50	454 (100.0)	24 ( 5.3 )	152 ( 33.5 )	233 ( 51.3 )	43 ( 9.5 )	2 ( 0.7 )
55	460 (100.0)	30 ( 6.5 )	140 ( 30.4 )	241 ( 52.4 )	48 ( 10.4 )	1 ( 0.2 )
60	463 (100.0)	36 ( 7.8 )	131 ( 28.3 )	250 ( 54.0 )	46 ( 9.9 )	-
62	465 (100.0)	44 ( 9.5 )	129 ( 27.8 )	244 ( 52.5 )	48 ( 10.3 )	-

このような状況は、続柄構成にもあらわれており、昭和62年の状況をみると、直系尊卑属中心の構成になっていることがわかる（表4参照）。

これらの結果をみると、藤島町の世帯構成は、近年に至るほど「その他の親族世帯化」の進展が著しいという奇妙な現象を呈している。というのは、一般に、いわゆる「核家族化」は、近年に至るほどその進展が著しいからである。

つぎに、年齢別世帯構成の資料を用いて世帯構造の変化をみることにしよう。

昭和30～34年時点における65歳以上の者の世帯帰属率をみると、「その他の親族世帯」で生活している者は100%であったが、60～62年に至ると、その比率は90.1%になっている。しかし、これを仔細に検討すると、「65～69歳」の「その他の親族世帯」帰属率は83.2%であるが、「70～74歳」では90.8%に、「75歳以上」になると94.7%を示すに至っている。

この結果をみると、この町の世帯構造は、今日においても、「直系制家族」つまり、イエ規範の規定力が強い世帯構造を維持・存続していることになる（表5参照）。

表4 続柄構成（昭和62年）

世 帯 主 と の 続 柄	山形県藤島町
世帯主	463 ( 100.0 )
世帯主の配偶者	383 ( 82.7 )
世帯主の子供（長男・長女）	376 ( 81.2 )
世帯主の子供（長男・長女以外）	141 ( 30.4 )
世帯主の子供（長男・長女）の配偶者	177 ( 38.2 )
世帯主の子供（長男・長女以外）の配偶者	32 ( 69.1 )
世帯主の孫	392 ( 84.6 )
世帯主の孫の配偶者	10 ( 21.6 )
世帯主の父母又は配偶者の父母	170 ( 36.7 )
世帯主の祖父母	6 ( 13.0 )
世帯主の兄弟姉妹	13 ( 28.1 )
その他の親族	20 ( 43.2 )
親族以外の同居人	1 ( 2.2 )
不 詳	16 ( 34.6 )

表5 年齢別世帯構成別世帯人員（昭和60～62年）

地 域	年 齢	総 数	核 家 族 世 带					単独世帯	その他の 親族世帯	核家族的 世帯(再掲)
			小 計	夫婦のみ	夫婦と子	男親と子	女親と子			
山形県	総 数	2,206 (100.0)	398 ( 18.0 )	45 ( 2.0 )	322 ( 14.6 )	2 ( 0.1 )	29 ( 1.3 )	12 ( 0.5 )	1,798 ( 81.5 )	409 ( 18.5 )
	15歳未満	432 (100.0)	40 ( 9.3 )	-	39 ( 9.0 )	-	1 ( 0.2 )	-	392 ( 90.7 )	40 ( 9.3 )
藤島町	15～64歳	1,441 (100.0)	329 ( 22.8 )	34 ( 2.4 )	268 ( 18.6 )	2 ( 0.1 )	25 ( 1.7 )	7 ( 0.5 )	1,106 ( 76.8 )	335 ( 23.3 )
	65歳以上	333 (100.0)	29 ( 8.7 )	11 ( 3.3 )	15 ( 4.5 )	-	3 ( 0.9 )	5 ( 1.5 )	300 ( 90.1 )	34 ( 10.2 )

(注) 核家族的世帯=核家族世帯+単独世帯。

実数は期間平均値（ただし、小数点以下の数値は四捨五入）。

年齢不詳は除いた。

### (3) 人口変動と世帯構成および世帯構造の変化

以上、人口変動と世帯構成および世帯構造の変化を個別に検討してきたが、最後に、この約30年間に生じた世帯構成の変化の様相とこの変化に影響を与えた人口学的条件との関連をみてみたい。

ここでは、「国勢調査」で表章されている世帯の家族類型に基づいて世帯構成の変化をパターン化した

(表6参照)。この点について、若干の説明をつけ加えると、例えば、昭和30年時点では「夫婦と子供からなる世帯」であったが、35年には「女親と子供からなる世帯」となり、55年に「その他の親族世帯」に変化し、62年に再び「夫婦と子供からなる世帯」になったとする。これを、世帯の家族類型の番号で示すと、2—4—6—2となり、世帯構成の変化の型は「核家族世帯Uターン型」となる。以下同様にして世帯構成が変化した時点をつなぎ合わせてパターン化したのが世帯構成の変化の型である。このようにしてパターン化すると12のタイプに小分類することができる。この小分類を、さらに、昭和62年時点で「核家族世帯」であったものをI、「単独世帯」であったものをII、「その他の親族世帯」であったものをIIIの三つに大分類した(表7参照)。

このパターン化に基づいて藤島町の世帯変動をみると、大分類ではIIIの「その他の親族世帯への変化型」が最も多く、つぎがIの「核家族世帯への変化型」、三番目がIIの「単独世帯への変化型」とつづいている。これを小分類でみると、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」が最も多く、つぎが「その他の親族世帯不变型」、三番目が「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型」となっており、この三つで変化型全体の約72%を占めていることになる(表8参照)。

そこで、この三つの小分類について人口変動との関連を検討することにしたい。

まず、「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」をみると、「転入」と「出生」が最も大

表6 世帯の家族類型

1. 夫婦のみの世帯
2. 夫婦と子供からなる世帯
3. 男親と子供からなる世帯
4. 女親と子供からなる世帯
5. 単独世帯
6. その他の親族世帯

表7 世帯構成の変化の型

変 化 の 型		例 示
I	核家族世帯不变型	1—1, 2—1, 2—2, 2—1—2—1
	核家族世帯Uターン型	2—4—6—2
	単独世帯から核家族世帯への変化型	5—1, 5—2, 5—3, 5—4
	その他の親族世帯から核家族世帯への変化型	6—1, 6—1—2, 6—2—1—2—1
II	単独世帯不变型	5—5
	単独世帯Uターン型	5—1—2—5, 5—6—4—5
	核家族世帯から単独世帯への変化型	2—1—5, 2—4—5
	その他の親族世帯から単独世帯への変化型	6—5, 6—1—5, 6—2—1—5
III	その他の親族世帯不变型	6—6
	その他の親族世帯Uターン型	6—2—1—5—6
	核家族世帯からその他の親族世帯への変化型	2—6, 2—1—2—4—6
	単独世帯からその他の親族世帯への変化型	5—6, 5—1—2—6

(注) I (核家族世帯への変化), II (単独世帯への変化), III (その他の親族世帯への変化)

1 (夫婦のみの世帯), 2 (夫婦と子供からなる世帯), 3 (男親と子供からなる世帯),  
4 (女親と子供からなる世帯), 5 (単独世帯), 6 (その他の親族世帯)

きな影響を与えてることになる。これを具体的な事例で示すと、昭和30年時点では、世帯主（40歳）とその妻（37歳）と3人の子供、長男（13歳）、長女（12歳）、次女（7歳）とからなる典型的な「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）であったが、やがて、長女、次女が転出し、40年には、世帯主（50歳）とその妻（47歳）と長男（23歳）の三人世帯になったが、依然として、「核家族世帯」（「夫婦と子供からなる世帯」）であった。ところが、その後、長男が結婚することになり、昭和42年に至ると、世帯主（52歳）とその妻（49歳）と長男（25歳）と長男の妻（24歳）の「その他の親族世帯」に変化することになった。この事例で明らかなように「核家族世帯からその他の親族世帯への変化型」は、「転入」（結婚）によって生じたことになる（図1参照）。

図1 その他の親族世帯への変化型の事例（山形県藤島町）

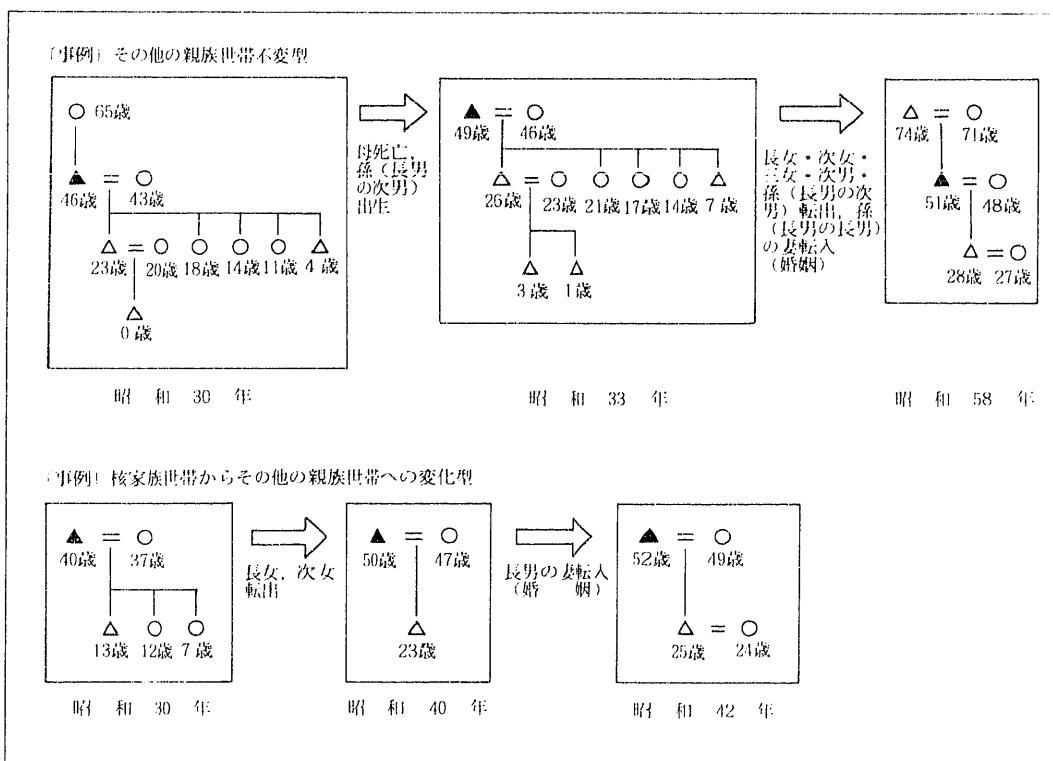


表8 世帯構成の変化の型別世帯数（昭和30～62年）

変 化 の 型		山形県藤島町
総 数		465 (100.0)
I	小核家族世帯不变型	計 123 ( 26.5 )
	小核家族世帯Uターン型	44 ( 9.5 )
	単独世帯から核家族世帯への変化型	21 ( 4.5 )
	その他の親族世帯から核家族世帯への変化型	11 ( 2.4 )
II	小単独世帯不变型	計 13 ( 2.8 )
	小単独世帯Uターン型	1 ( 0.2 )
	核家族世帯から単独世帯への変化型	6 ( 1.3 )
	その他の親族世帯から単独世帯への変化型	6 ( 1.3 )
III	小その他の親族世帯不变型	計 329 ( 70.8 )
	その他の親族世帯Uターン型	135 ( 29.0 )
	核家族世帯からその他の親族世帯への変化型	32 ( 6.9 )
	単独世帯からその他の親族世帯への変化型	152 ( 32.7 )
		10 ( 2.2 )

(注) I (核家族的世帯への変化型), II (単独世帯への変化型), III (その他の親族世帯への変化型)

したがって、この変化型を人口学的条件との関連でみると、「結婚による転入」が「核家族世帯」を「その他の親族世帯」へと変化させる契機となったといえよう。

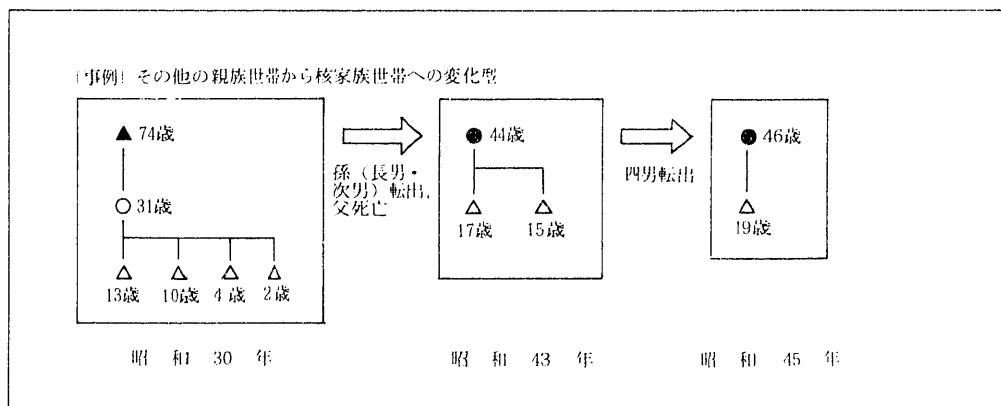
つぎに、「その他の親族世帯不变型」をみると、世帯主の直系尊属が死亡する以前に、世帯主の子供が結婚することによって「その他の親族世帯」の連續性が維持・存続しているケースが多い。この事例をみると、昭和30年時点では、世帯主（46歳）とその妻（43歳）、長男（23歳）と長男の妻（20歳）、長女（18歳）、次女（14歳）、三女（11歳）、次男（4歳）、長男の長男（0歳）および母（65歳）とからなる「その他の親族世帯」であったが、やがて、母の死亡、孫の出生があいつぎ、33年には、世帯主（49歳）とその妻（46歳）、長男（26歳）と長男の妻（23歳）、長女（21歳）、次女（17歳）、三女（14歳）、次男（7歳）および、長男の長男（4歳）と長男の次男（1歳）という世帯構成に変化している。しかし、母の死亡以前に、世帯主の長男が結婚したため世帯構成は変化しなかった。ところが、その後、長女、次女、三女、次男、孫（長男の次男）の転出があり、孫（長男の長男）が結婚するとともに、世帯主も若い世代に譲られたため、世帯主（51歳）とその妻（48歳）、長男（28歳）とその妻（27歳）および父（74歳）、母（71歳）の6人世帯となつたが、世帯構成は、「その他の親族世帯」として維持・存続されている（図1参照）。

したがって、直系尊属の死亡以前に孫世代が結婚するという状況が存在すると、「その他の親族世帯不变型」になる。とすれば、このような変化型は、人口高齢化の進展と長寿化とが適合的に関連して現出するように思われる。

さらに、「その他の親族世帯から核家族世帯への変化型」をみると、「死亡」とりわけ、直系尊属の「死亡」が大きな影響を与えることになる。これを具体的な事例でみると、昭和30年時点では、世帯主（74歳）とその子（31歳）およびその孫（13歳、10歳、4歳、2歳）からなる「その他の親族世帯」であったが、やがて、孫（長男・次男）が転出し、父も死亡してしまったため、43年には、世帯主（44歳）と三男（17歳）、四男（15歳）の「核家族世帯」（「女親と子供からなる世帯」）に変化した。さらに、四男が転出し、昭和45年には二人きりの「核家族世帯」（「女親と子供からなる世帯」）となった（図2参照）。

したがって、昭和43年に「その他の親族世帯」を「核家族世帯」へと変化させた人口学的条件は、「父の死亡」（直系尊属の死亡）ということになる。この事例は、前述の事例と違い「父の死亡」以前に孫が結婚するということがなかったため「その他の親族世帯から核家族世帯」へと世帯構成が変化したことになる。とすれば、世代間に年齢較差が存在したり、寿命が短かかった時代には、このような世帯変動が現出する蓋然性が高い（かった）ように思われる。

図2 核家族世帯への変化型の事例（山形県藤島町）



#### 4. むすびにかえて

以上、厚生省人口問題研究所が、昭和62年度に実施した調査資料に基づいて山形県藤島町における人口変動と世帯構成および世帯構造の変化について記述・分析してきた。

その結果を要約すると、人口構造については、人口高齢化の進展が著しく、昭和30年時点では1.7%にすぎなかった老年人口比率が、62年には15.1%にまで上昇してきている。つぎに、世帯構成の変化をみると、昭和30年時点の「核家族的世帯」率は46.8%であったが、62年になると29.3%になり、近年に至るほど「非核家族世帯化」が進展している。さらに、世帯構造をみると、「後期高齢層」においては、約90%の高齢者が「その他の親族世帯」で日常生活を営んでいる。とすれば、藤島町においては、イエ規範意識が今日においても維持・存続していることになる。

このような結果をみると、藤島町の世帯構造は、光吉教授のいう「イエ規範の規定性は維持されているが、状況的要素がそれに対応しえない条件をそなえているタイプ」から「イエ規範の規定力が強く、状況的要素もそれにそくして構造化されているタイプ」へと変化してきたことになる。

要するに、昭和30年代においては、イエ規範が今日よりも強かったにもかかわらず、このイエ規範と状況的要素とは必ずしも適合的に連関していなかった。というのは、人口高齢化の進展が緩慢であったため、多数の「その他の親族世帯」を形成するに至らなかったからである。しかし、今日においては、規範的要素と状況的要素とが適合的に連関する状況に立ち至っている。したがって、この状況的要素と規範的要素との適合的連関が、逆に、規範的要素を弱体化することも考えられる。というのは、三世代ないし四世代の「その他の親族世帯」の台頭が世代間の葛藤をもたらし、そのことが「核家族化」を進展させるとともに、夫婦制規範を促進助長させることも十分考えられるからである。

いずれにせよ、藤島町においては、今日に至ってはじめてイエ規範と状況的要素とが、適合的に連関してきたことになる。とすれば、この「東北型」家族の動向を見極めることが、わが国の世帯変動を明らかにする重要な一階梯となるように思われる<sup>5)</sup>。

---

5) 調査結果の全体像については、厚生省人口問題研究所（清水浩昭、伊藤達也、渡邊吉利、池ノ上正子）、『昭和62年度 世帯形成の地域差に関する人口学的調査』（実地調査報告資料）、1989年3月を参照されたい。